

社協ってなあに？ダイジェスト版

社会福祉協議会ってなに？

Q. 社会福祉協議会という名前はあまり聞きなれないのですが。

A. 略して社協と呼ばれることが多いです。

Q. どんな人たちが集まって構成されているのですか。

A. 社協は地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者により構成されています。

Q. 法的にはどのように位置付けられているのですか。

A. 社会福祉法第一〇七条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられています。

Q. 地域福祉とは何ですか。

A. 地域福祉とは、地域

で自立した生活を営むことができるよう、住民の参加と連帯を中心

に福祉・保健・医療など様々な関係機関・団体と連携を図りながら生活上の諸問題を解決したり発生予防する活動と、これらの活動をおして福祉のまちづくりを進めることをいいます。

Q. 社協は行政機関ですか。また、他の市町村にもあるのですか。

A. 社協は社会福祉法人であり、公共性と自主性を有する民間の社会福祉団体です。各市町村、都道府県、全国にそれぞれあります。

Q. 活動の財源は何ですか。

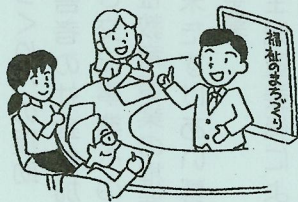
A. 社協の主要な活動財

源は、市民の皆様にご協力いただいたりしている会費と寄付金、そして共同募金会からの配分金です。これらは小地域福祉活動やボランティアセンター事業、福祉教育事業など地域福祉の推進に活用されています。

また、介護保険法に基づく福祉サービスについては、介護報酬と自己負担金を財源としています。

Q. 具体的にはどのような活動をしているのか教えてください。

A. 社協では主に次のような事業を行っています。



各務原市社協の主な事業

地域における福祉活動の推進

● 支部社協活動
連合自治会を単位として市内に17の支部が組織され活動しています。

● ふれあい・いきいきサロン・地域介護講習会
● 親子ふれあい・健康づくり教室・一人暮らしのお年寄りを囲む会など、

● ボランティアハウスの受託運営と拡充
現在、市内で3ヶ所で実施されています。

ボランティアセンターの機能充実とボランティアの育成

ボランティアに関する相談や育成に関する様々な事業を行っています。
● 相談・登録・幹旋
● ボランティア保険の加入促進



● 各種ボランティア養成講座（点訳、音訳、手話、要約筆記、ゆるまいセミナー）

● 「はーとふるフォーラム」（7月22日 2001年「ボランティア国際年」関連事業）

● ハンド・イン・ハンド 2001の開催（12月8日）

● おじいちゃんの料理教室

福祉教育の推進

市内の保育所・幼稚園、小・中・高等学校と協力して、体験学習を中心とした福祉教育を推進して

います。

- 福祉推進校の指定：市内全小・中学校（23校）
- ふれあい保育所・幼稚園の指定（前宮保育所、あさひ幼稚園、蘇原幼稚園）
- 小・中学生ボランティア塾

広報活動の推進

- 「社協かかみがはら」の発行（年6回全世帯布）
- ボランティア活動についての情報紙「ぼらんていあ情報」の発行
- マスコミへの情報提供

在宅福祉サービスの充実

- 福祉カー貸出事業
- 在宅障害者いきいき事業（水泳教室、パソコン教室）
- 第10回在宅介護者のつどい

- 地域福祉権利擁護事業
- 車いすの短期貸出

相談・援助業務の充実

- 心配ごと相談所の開設（毎週月・水・金曜日 午後1時～4時）
- 育児相談の開設（毎月第2月曜日 午後1時～4時）
- 福祉資金・生活福祉資金（県社協事業）の貸付と償還指導

大会事業の開催

- 第20回各務原市福祉フェスティバルの開催（9月9日）
- 第14回障害者スポーツレクリエーション大会の開催（11月3日）
- 社協法人化20周年記念第35回各務原市社会福祉大会（11月22日）

共同基金配分事業

- 赤い羽根募金配分事業
- 寝たきり老人への慰問活動援助
- 高齢者の生きがいと健康づくりへの援助

健康づくりへの援助

- 障害者の社会参加促進及び交流事業への援助
- 福祉教育事業の推進
- 歳末たすけあい募金配分事業
- 民生児童委員による要援護者に対するの慰問金の支給
- 各支部における歳末地域福祉座談会、在宅介護者のつどいの開催

福祉型在宅介護支援センターの運営（受託事業）

- 介護に関する相談、助言及び各関係機関との連携
- 介護予防教室の開催
- 介護保険認定非該当者の把握及び支援
- 介護用品の展示、貸出

障害者や虚弱高齢者への生活援助事業の実施（受託事業）

- 虚弱高齢者世帯への生活援助員（ヘルパー）の派遣

- 障害者、心身障害児（者）へのヘルパーの派遣

介護保険事業の積極的展開

- 介護保険相談センター（居宅介護支援事業）
- 社協訪問介護センター（訪問介護事業）
- 社協訪問入浴介護サービスセンター（訪問入浴介護事業）
- 社協福祉の里 老人デイ・サービセンター（通所介護事業）



社協会員募集のご理解とご協力を！

8月1日から社会福祉協議会の会員募集が始まります。

皆様からの浄財は社協の各種事業に活用される他、その約6割が支部交付金あるいはメニュー事業助成金として尾崎支部にも交付されます。

当支部においてもこの財源をもとに地域のボランティアの育成など、より一層の福祉活動を推進していきたいと考えています。

つきましては、ぜひとも趣旨をご理解いただき、会員加入と会費の納入にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一般会員会費
年額 500円以上

特別会員会費
年額 1,000円以上